



平成27年1月13日

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 深澤義彦 様

鳥取県東部広域行政管理組合
廃棄物等審議会
会長 道上正規



一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改訂について (答申)

平成26年8月4日付け発生環第314号で諮問のあった事項のうち、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改訂」について、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

- 1 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(改訂) 別添のとおり
- 2 附帯意見 本計画(改訂)は、鳥取県東部広域行政管理組合が策定した新可燃物処理施設整備計画、循環型社会・低炭素社会の実現に向けた国の動向及び地域の実情等を鑑み、見直しを行ったものである。
プラスチックごみのうち汚れたプラスチックごみの取り扱いについては、近年、焼却炉の技術開発が進み、廃プラスチック類を混焼しても安定的かつ安全な焼却処理が可能であることから、住民の意見や経済的優位性等を考慮しながら、焼却することにより熱エネルギーとして有効活用していくことを検討されたい。

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会委員名簿

区 分	役 職 名	氏 名
組合廃棄物等審議会 条例第3条第2項 第1号委員 (学識経験のある者)	鳥取大学 名誉教授	道 上 正 規
	鳥取環境大学環境学部環境学科 教授	岡 崎 誠
	鳥取環境大学サステナビリティ研究所 長兼環境マネジメント学科特任教授	田 中 勝
	元(財)鳥取県東部環境管理公社 理事長	米 澤 英 宣
同 第2号委員 (民間団体に属する者)	元鳥取商工会議所環境対策特別委員会 委員長	谷 口 讓 二
	鳥取市消費者団体連絡協議会 会長	竹 本 佐代子
	鳥取市自治連合会 副会長	房 安 一 也
	元東部消費生活モニター協議会 会長	外 池 美代子
	岩美町自治会長会 会長	小 山 勝之進
	八頭町女性団体連絡協議会 代表	中 村 恵 子
同 第3号委員 (公募による地域代表者)	公 募 委 員	手 島 秀 光
		上 山 弘 子
		芦 谷 緑

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改訂(案)の概要

1. 計画改訂の目的

鳥取県東部圏域における一般廃棄物(ごみ)処理基本計画は、平成31年度を目標年次とし、平成16年2月に策定したものです。既に11年が経過していることから、この度、国の動向及び地域の実情等を鑑みるとともに、本組合が平成25年12月に策定した新可燃物処理施設整備計画を反映し、併せてごみ処理実績値の情報等を更新するため見直しを行った。

2. 計画目標年次

平成31年度(計画期間:平成26年度～平成31年度)

3. 計画対象区域

鳥取県東部圏域(鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町)

4. 計画策定主体

鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
鳥取県東部広域行政管理組合

5. 計画の構成

○計画策定の主旨『持続可能な循環型社会の構築を目指して』

本計画は、Think globally, Act locally(地球規模で考え、足元から行動する。)を基本とし、東部圏域における環境効率、経済効率をバランス良く考えた廃棄物処理を提案するものであり、廃棄物の排出抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(マテリアルリサイクル又はサーマルリサイクル)がバランス良く行われる持続可能な循環型社会の構築を目指すとともに、次世代に廃棄物を残さない社会経済システムの構築を模索し、廃棄物の埋立て量を可能な限り減量しようとするものです。

第1章 圏域の概況及びごみ処理の状況

- 第1節 圏域の概況
- 第2節 ごみ処理の現況及び課題
- 第3節 ごみ処理行政の動向
- 第4節 計画策定の基本的考え方

第2章 ごみ処理基本計画の策定

- 第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み
- 第2節 ごみの排出抑制計画
- 第3節 分別収集計画
- 第4節 ごみ処理計画
- 第5節 新可燃物処理施設の整備概要
- 第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項

第2章ごみ処理基本計画の策定（要旨）

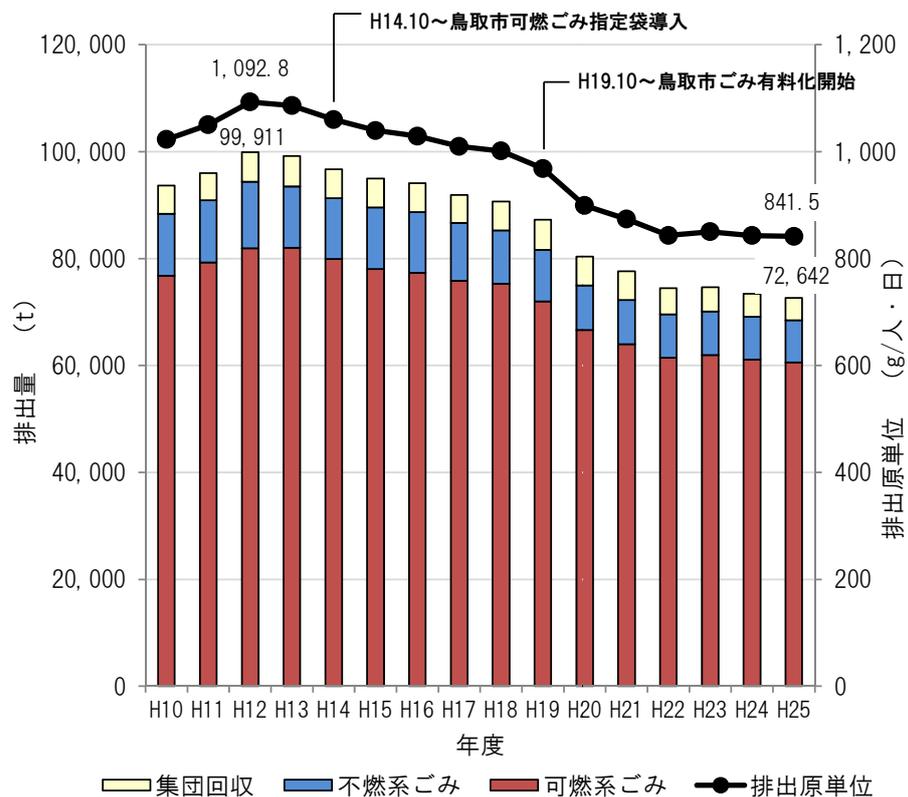
第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み

1. ごみ排出量の将来推計

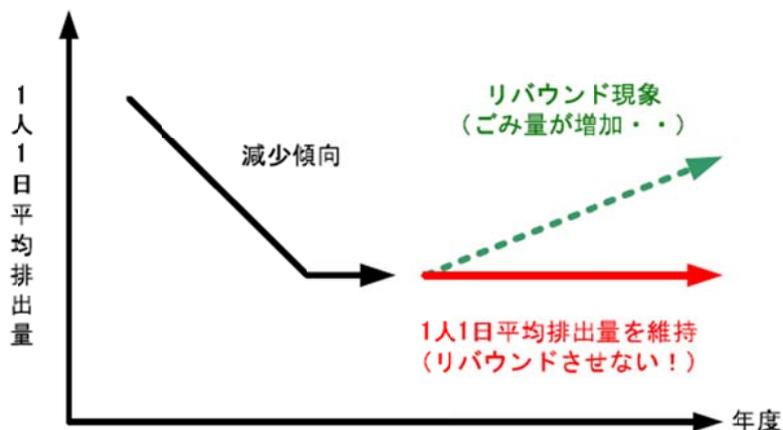
東部圏域から排出されるごみ及び処理量の推計は、過去の実績値を基にトレンド法を用いて行いました。

2. ごみの排出抑制目標について

ごみ排出量の減少は、ごみ処理の有料化による減少効果が表れたものですが、近年のごみ排出量が横ばい傾向となっていることからすると、その効果は概ね浸透したものと考えられます。ごみ処理の有料化によるごみ減量効果については、数年以内に慣れ等によりごみ量が増加に転じる（リバウンドという。）場合があります。



東部圏域におけるごみの排出抑制目標は、今後も排出抑制対策を継続し、ごみ処理の有料化による効果も見込み、ごみ処理の有料化によるリバウンドを防止し、ごみ排出量を維持していくものとします。



東部圏域の排出抑制目標に関する方針

3. ごみ排出量の将来推計結果

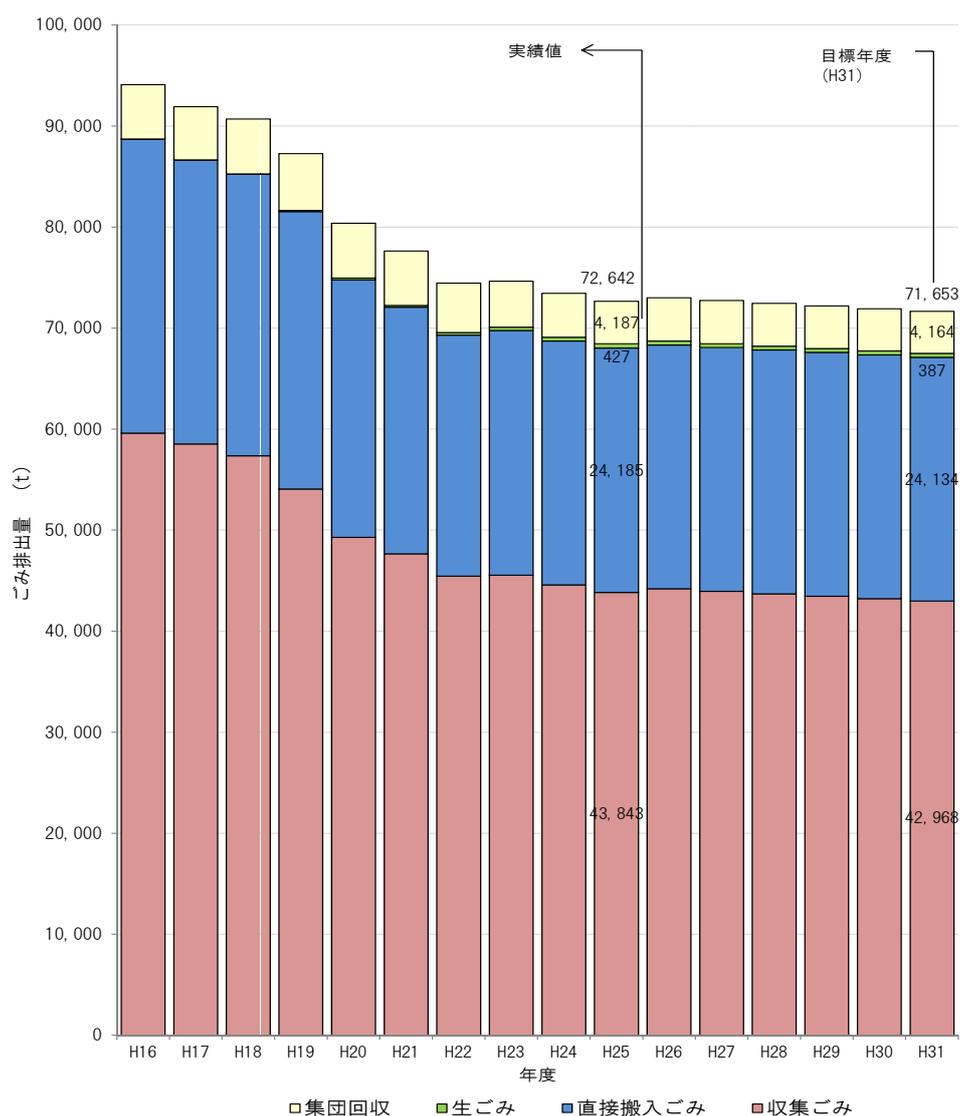
ごみ排出量は、収集ごみの一人一日平均排出量を増加させないこととしますが、東部圏域内人口の減少により年間ごみ量は減少すると見込みます。平成31年度におけるごみ排出量は平成25年度実績に対して、1.4%減の71,700t程度と見込みます。

ごみ排出量の将来推計結果

単位：t

年度	H25	H31
	(実績)	(目標年度)
収集ごみ	43,843	42,968
可燃ごみ	34,303	33,459
大型資源ごみ	245	219
プラスチックごみ	3,019	2,924
小型破碎ごみ	1,893	1,884
資源ごみ	2,150	2,121
ペットボトル	377	354
白色トレイ	35	38
古紙類	1,737	1,881
乾電池・蛍光管	84	88
直接搬入ごみ	24,185	24,134
事業系可燃ごみ	21,085	20,976
直搬可燃ごみ	3,019	3,085
大型資源ごみ	0	0
プラスチックごみ	0	0
小型破碎ごみ	1	4
資源ごみ	0	0
ペットボトル	0	0
直搬不燃(一般持込)	80	69
乾電池・蛍光管	0	0
生ごみ	427	387
集団回収	4,187	4,164
合計	72,642	71,653

注) し渣を除く



第2節 ごみの排出抑制計画

住民・事業者・行政の三者が連携し、ごみの排出抑制を推進していくために、ごみを少なくする習慣やシステムの形成に努めます。

1. 住民の役割

1-1 発生抑制・排出抑制

- (1) ごみの有料化 (2) ライフスタイルの見直し (3) 不用物の再使用・活用
- (4) 各種の普及・啓発活動等への参加 (5) 生ごみのコンポスト化

1-2 環境に配慮した商品の購入

商品の購入については、耐久性のある商品や再生資源が利用されている商品、ごみの発生が少ない商品、資源回収が容易な商品等を選択するよう努めます。

1-3 適正排出

ビン類、缶類、ペットボトル等は洗浄し分別区分に応じて排出するなど、ごみ処理・再生利用を考えた排出を行うことに努めます。新聞や雑誌など集団回収が行われている資源物に関しても、不適物を排除する等、リサイクルが適正に行われるように努めます。ごみステーションの管理・指導体制を構築するため、環境衛生委員などによる普及・啓発を行っていきます。

1-4 各種活動への参加

環境学習や環境美化活動等への積極的な参加・協力を行います。

2. 事業者の役割

2-1 資源節約商品及び環境負荷に配慮した商品の製造、販売

耐久性のある製品や再生資源を活用した製品、廃棄物の発生が少ない製品や資源回収が容易な材質による製品などを製造、販売することが必要です。

2-2 事業所ごみの減量化、再資源化の推進

事業所におけるごみの発生状況を把握し、発生・排出抑制を推進することが必要です。また、紙類などの資源物を分別し排出することも重要です。厨芥類が多く発生する事業所においては、厨芥類の資源化等を推進することも必要です。

2-3 製品の回収・資源化の推進

容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの法的義務に対応すると同時に、その他の製品についても、販売店等において回収し積極的に資源化を推進することが必要です。

3. 行政の役割

3-1 現在の施策（取組状況）

各市町においては、地域の実情に応じた施策を展開し、ごみ減量化に取り組んでいます。

各市町のごみ減量化の取り組み（平成 25 年度現在）

市町	取り組み事業・施策名称	内容
鳥取市	再資源化等推進事業	● 各団体が中心となって取り組んでいる再生資源回収運動をさらに発展・推進するため、資源の回収量に応じて奨励金を交付する。
	家庭用生ごみ堆肥化容器等 購入費補助制度	● コンポスト容器・段ボールコンポストなどを利用し、生ごみの堆肥化を行う市民に対して、購入費の一部を補助する。
	家庭ごみの有料指定袋制度	● 単にごみ処理に要する費用負担を市民に求めるのではなく、処理費用の一部を直接負担いただくことにより、ごみ問題への意識をさらに高め、ごみ減量やリサイクルの促進を目的として実施する。
	鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度	● 積極的にごみの減量や再資源化に取り組んでいる事業所を優良事業所として認定することで、事業所のごみ減量等に関する意識の高揚及び活動の促進を図る。 ● また、優良認定事業所の活動状況等を市民に周知することで、事業所のみならず市民全体のごみ減量等の意識の啓発を図る。
岩美町	コンポスト容器、家庭用生ごみ処理機等購入助成	● 一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、コンポスト容器、家庭用生ごみ処理機等を購入しようとする町民に対し、その費用の一部を補助する。
	ミックスペーパーリサイクル推進事業	● 平成 25年 2月に町内の各家庭へ注意書き等のシールを貼ったミックスペーパー保管ボックス（幅 100mm×縦 260mm×横 315mm）を配布。 ● 保管ボックスにミックスペーパーをため、たまったら紙袋、封筒などに入れて雑誌と一緒に束ねて、古紙回収に出してもらう。

	【平成25年度からの事業】 破砕型生ごみ処理機設置事業	● 公民館などの公共施設に破砕型生ごみ処理機を設置し、公民館活動等により、破砕型生ごみ処理機を広め、町民が家庭に設置する場合には処理機本体価格の1/2（上限49,000円）を補助する。
	資源ごみ回収報償金	● 各種団体に古紙等を回収した量に応じて報償金を交付する。
若桜町	資源ごみ回収報奨金交付事業	● 資源の再利用を推進し、ごみの減量化を図るため、資源ごみ（古紙、金属、ビン類）回収に協力する団体に対し、回収した量に応じて報奨金を交付する。 ● 古紙の分類：新聞紙、広告、雑誌、ダンボール、菓子箱等
	家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付事業	● 一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機等を購入しようとするものに対し、その費用の一部を補助する。
	ごみ減量化モデル地区指定事業補助金	● 家庭から排出されるごみを地域で自主的に減量化及び資源化に取り組む地域団体に対し、その経費の一部を助成することによりごみの減量化及び地域のごみ減量意識の高揚を図る。
	シュレッダーごみ、木くずの再利用	● 役場、役場関係機関、町内の金融機関から出るシュレッダーごみ及び木材加工業者から出る木くず等を牛舎の敷料として再利用。
	インクカートリッジ里帰りプロジェクト	● 家庭用の使用済みインクカートリッジの回収・リサイクルを行う。
	【平成25年度からの事業】家庭用生ごみ処理機モニター事業	● 家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化による再生利用を推進するため、家庭用生ごみ処理機の貸出を行う。
智頭町	くるくるプラン	● 生ごみを分別回収し、可燃ごみの減量化を図る。収集業者が液肥に加工し販売を行っている。
	資源ごみ回収報奨金制度	● 資源ごみを回収した団体に収集量により報奨金を交付する。
	生ごみ処理機購入費補助	● 生ごみ処理機を購入した者に1万円を上限に補助金を交付。
八頭町	生ごみの分別収集	● 生ごみを分別回収し、可燃ごみの減量化を図る。収集業者が液肥に加工し販売を行っている。
	資源ごみ回収報奨金	● 各種団体に古紙等を回収した量に応じて報奨金を交付する。
	古紙回収	● 古紙回収を実施する集落に2カ月に1回収に廻る。

（出典：「鳥取県東部ごみ減量化の取り組み」H25.7 鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町 鳥取県東部広域行政管理組合）

3-2 東部圏域で展開する施策

(1) 環境教育・普及啓発

- ①リサイクルイベント・環境学習会の開催 ②エココンテストの実施
③啓発活動の充実 ④ごみ環境家計簿の実践 ⑤分別収集の普及啓発
⑥ごみ分別説明会・講習会の実施 ⑦グリーン購入の推進 ⑧事業者啓発の推進

(2) 助成

- ①家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付事業 ②再資源化等推進事業

(3) マイバッグ運動

東部圏域では、企業の協力を得て、平成24年10月よりレジ袋無料配布を中止しています。今後は、賛同事業者への支援やパンフレットの配布など、マイバッグ運動をこれまで以上に展開していきます。また、企業が指定するマイバスケット制度の普及を推進していきます。

(4) 生ごみの堆肥化等推進事業

家庭や公共施設、事業者で発生する生ごみを、堆肥化等により地域で利用するなど、安心・安全な農産物の栽培と供給を行う地域循環型農業の推進を検討していきます。

(5) 再使用に対する取り組み

東部圏域内のリサイクルショップ等によるリユースに携わる企業活動の土壌を醸成

していきます。また、リファーレンいなばにおいても、家具等のごみを修理・再生・展示し、再生品については希望者に販売することでリユースの推進を図っていきます。
(6) 再利用に対する取り組み

焼却量を削減するため、古紙類のステーション回収の推進を図り、加えて、拠点回収等の検討を行うなど、地域にあった再利用を進めていきます。

第3節 分別収集計画

1. 分別収集の基本方針

現在、東部圏域内では、ごみの再資源化及び適正処理を目的として8種又は9種分別によるごみ収集を実施しており、今後も現状の分別形態を基本とします。

2. 廃プラスチック類の取り扱い

(1) 廃プラスチック類の分別状況

- 本圏域では、最終処分場の延命化や資源の有効活用を図るため、廃プラスチック類を分別収集してマテリアルリサイクルを行っています。なお、廃プラスチック類は「ペットボトル」、「白色トレイ」、「プラスチックごみ」の3種類に分けて分別収集し、効率化を図っています。
- 廃プラスチック類の分別については、ごみステーションにおける自治会役員等の献身的な努力・指導や住民の協力等により、圏域住民に定着している実態があります。一方で、汚れたプラスチックごみについては、マテリアルリサイクルが困難であり、洗って排出することにより、住民生活や環境への過度な負荷が生じる恐れがある等の課題が見受けられます。

(2) 今後の廃プラスチック類の取り扱い

- 今後の廃プラスチックの取り扱いについては、本圏域におけるこれまでのごみ処理体制の浸透度合いを踏まえ、容器包装リサイクル法等の趣旨に沿って、効率性や経済性に配慮しつつ、基本的には「ペットボトル」と「白色トレイ」及び「プラスチックごみ」の3種分別によるマテリアルリサイクルを継続することとします。
- 一方、東日本大震災以降、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの有効活用及びエネルギー源の分散・多様化が重要視されており、ごみ処理施策においては、ごみの排出抑制や再利用によるごみ減量を進めるとともに、処理が必要となるごみについては、ごみの持つエネルギーを高効率に利用していくことが求められています。
- 以前の焼却炉では、耐熱性等の問題から廃プラスチック類を含む高カロリーごみの処理は困難でしたが、技術開発により、現在の焼却炉は廃プラスチック類を混焼しても安定的かつ安全な処理が可能となっています。これらのことから、近年建設されている可燃物処理施設では、ごみの持つエネルギーを活用して発電を行い、二酸化炭素の削減等に貢献しています。
- 新可燃物処理施設の稼働にあたっては、今後、住民の意見や経済的優位性等を確認しつつ、プラスチックごみのうち汚れたプラスチックごみについては、焼却することにより熱エネルギーとして有効に活用していくことを検討していくものとします。

第4節 ごみ処理計画

1. ごみ処理の基本方針

「排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（マテリアルリサイクル或いはサーマルリサイクル）」、焼却灰の再生利用（マテリアルリサイクル）がバランス良く行われる持続可能なごみ処理システム」を構築し、環境負荷、エネルギー、コスト等を総合的に勘案して、最適なごみ処理システムを構築します。また、予定している新可燃物処理施設の整備に合わせて、施策を展開していきます。

【重点施策】

- ①ごみ処理広域化に対応した収集・運搬体制の構築
- ②効率的なごみ処理に向けた可燃ごみ処理体制の集約化と処理により発生するエネルギーの有効利用促進

2. ごみ処理主体

ごみの排出に伴う環境への負荷を軽減するために、排出抑制、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において、様々な配慮が必要です。また、効率的なごみ処理やリサイクルを推進するためには、住民・事業者等の協力や支援も重要です。なお、新可燃物処理施設の整備後は、中間処理と最終処分はすべて東部広域で行うことになります。

ごみ処理主体

《新可燃物処理施設整備前》

区分	排出抑制	収集・運搬	中間処理		最終処分
			可燃	不燃	
収集ごみ	住民	構成市町	構成市町		東部広域
事業ごみ	事業者	構成市町			
		許可業者			
直接搬入ごみ	住民・事業者	構成市町			
		許可業者			

《新可燃物処理施設整備後》

区分	排出抑制	収集・運搬	中間処理		最終処分
			可燃	不燃	
収集ごみ	住民	構成市町	東部広域		
事業ごみ	事業者	構成市町			
		許可業者			
直接搬入ごみ	住民・事業者	構成市町			
		許可業者			

3. 収集運搬計画

ごみ処理広域化やリサイクルの推進に対応していくため、家庭から排出されるごみの収集・運搬計画に関する重点施策を次のとおり設定します。

3-1 ごみの収集運搬の方法及び量

東部圏域から排出されるごみの収集・運搬については、構成市町の事務として行っていくものとします。具体的には家庭から排出されるごみの収集運搬は、委託業者または排出者自らにより、事務所から排出されるごみの収集運搬は、排出事業者の責任において、事業者自らあるいは構成市町の収集運搬許可業者により行うものとし、次の形態を基本とします。

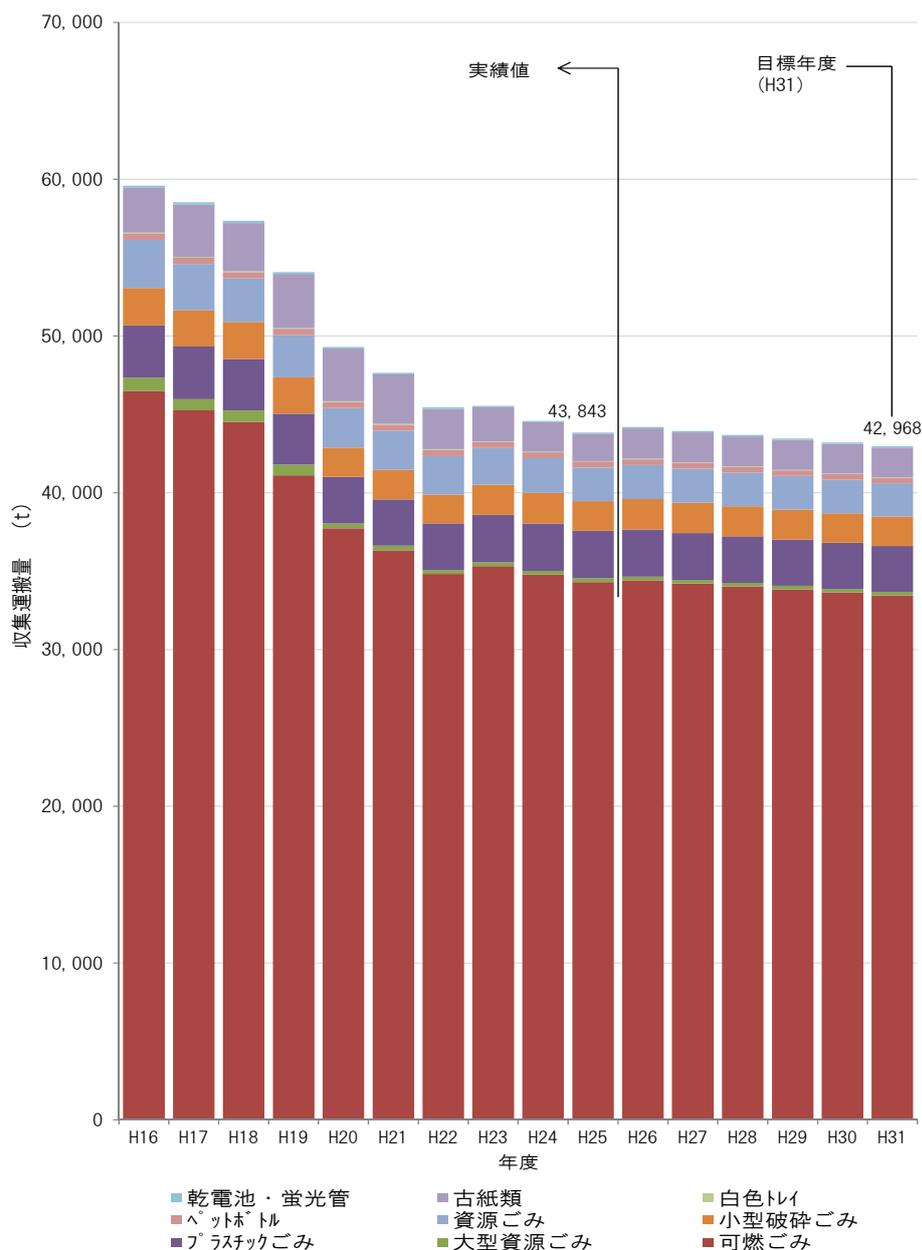
収集運搬の方法（収集形態）

区分	鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町
家庭系ごみ	委託業者	委託業者	委託業者	委託業者	委託業者
	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら
事業系ごみ	許可業者	許可業者	許可業者	許可業者	許可業者
	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら

収集運搬量の見込み

単位：t

	年度	H25	H31
		(実績)	(目標年度)
可燃ごみ		34,303	33,459
大型資源ごみ		245	219
プラスチックごみ		3,019	2,924
小型破碎ごみ		1,893	1,884
資源ごみ		2,150	2,121
ペットボトル		377	354
白色トレイ		35	38
古紙類		1,737	1,881
乾電池・蛍光管		84	88
合計		43,843	42,968



3-2 ごみの収集運搬に関する施策

(1) ごみ処理広域化に対応した収集・運搬体制の構築 (重点施策)

可燃ごみの処理体制を広域化することで処理施設が遠方化し、収集運搬に要する時間は大きくなります。そのため、ゴミステーションに収集されないゴミが長時間残り、ガラスや猫等によるゴミの散乱を引き起こすことが懸念されます。各市町において、ゴミ広域処理体制に対応した収集運搬体制を構築していくものとします。なお、収集運搬も含めたゴミ処理の有料化に関しては、構成市町において料金設定がなされています。今後、広域処理体制の実施を踏まえ、東部圏域においてゴミ処理負担の公平化を図るため、ゴミ処理手数料のあり方について構成市町と協議していくものとします。

(2) 事業系ごみ搬入指導と収集運搬業の許可

搬入されたごみが適正に処理できるよう、分別徹底等について搬入時における窓口指導を行うものとします。また、許可業者が搬入する場合においては、構成市町と連携して排出事業者に対して分別等を指導していくものとします。加えて、事業系ごみなどの適正処理を維持していくためには、収集運搬許可業者による収集運搬も不可欠です。適切な収集運搬許可制のあり方について構成市町と協議していくものとします。

(3) 住民サービスの維持・向上

高齢者や障がいのある住民等は高齢化社会の進行等により増加すると予想されます。構成市町の収集方式はステーション方式を基本としていますが、鳥取市では粗大ごみについて、申込みによる戸別収集を行うなど、福祉向上の観点から住民サービスの充実に努めています。ステーションへのごみ出し等について支援を行うボランティア団体や地域住民等の支援体制を整えるなど、高齢者・障がい者が生活しやすい環境を整えるため、構成市町と連携して協議していくものとします。

(4) 火災危険ごみの扱い

エアゾール缶については、中身排出機構（残ガス排出機構）が装着され、安全にガスを抜くことができるようになりましたが、機構を作動させた結果を表示する構造にはなっておらず、収集時においてガス抜きの確認ができません。よって、使い捨てライターなどについては、「火災危険ごみ」として分別回収するなど、安全な収集運搬方法について構成市町と検討していきます。

4. 中間処理計画

ごみの排出抑制を進めたうえで、最終的に処理が必要なものについては、環境負荷の低減に努めながら適正処理を推進します。なお、新可燃物処理施設の整備にあたっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、中間処理段階における資源化の促進や可燃ごみ処理におけるエネルギー回収を推進していきます。

4-1 中間処理の方法及び量

東部圏域から排出されるごみの中間処理は、新可燃物処理施設の整備にあわせて、すべてのごみについて本組合において行っていくものとします。

4-2 中間処理に関する施策

(1) 効率的なごみ処理に向けた可燃ごみ処理体制の集約化と処理により発生するエネルギーの有効利用 (重点施策)

東部圏域の可燃ごみ処理は、市町村合併に伴う処理の集約化を図りながら、現在は、4つの焼却施設により適正処理を維持しています。これまで、処理の効率化をめざし処理の広域化について検討を重ね、平成18年8月に「ごみ処理広域化実施計画(改訂版)」を策定し、東部圏域において新たな施設を1施設整備するものとしました。施設整備は、建設場所を鳥取市河原町山手地内とし、「新可燃物処理施設整備計画」(平成25年12月策定)に基づきその手続き等を進めています。新可燃物処理施設は、処理により発生するエネルギーの有効利用を最大限に進めるため、高効率ごみ焼却発電を前提とした施設を整備します。また、環境教育の場及び災害時の防災拠点としての役割を担うものとします。



可燃ごみ処理の広域化と施設整備方針

(2) 環境クリーンセンターの機能維持とリサイクルの促進

東部圏域の一般家庭から排出される不燃ごみを処理している「鳥取県東部環境クリーンセンター」(以下「環境クリーンセンター」という。)は、東部広域が管理・運営しています。当該施設は、資源ごみ(びん・かん)等を選別回収したり、小型破碎ごみや大型資源ごみを破碎・選別し、金属類を回収するなどにより、リサイクルや埋立物の減量・減容化を行っています。今後、回収した金属類等について安定した資源化等を行うために、施設の定期検査の実施と計画的な補修などにより、処理機能を維持していくものとします。加えて、回収した資源物を安定してリサイクルするためのルート(引き渡し先など)についても引き続き、調査・検討していくものとします。また、当該施設については、住民参加型のリサイクル啓発施設を併設しており、住民等によるごみ分別や環境問題等の取り組みを推進し、もって施設の機能維持に寄与していくものとします。

環境クリーンセンターの概要



- ・ 東部圏域の不燃物類を中間処理、リサイクルする施設です。
施設名 : 鳥取県東部環境クリーンセンター
施設規模 : 84.25 t/日(平成26年3月現在)
供用開始 : 平成9年4月
- ・ また、楽しみながらリサイクルを体験できる住民参加型施設(リファーレンいなば)との複合施設です。

◆住民参加型施設(リファーレンいなば)

○設備状況

(リサイクル展示コーナー)



(体験コーナー・研修室)



○活動状況

(分別クイズ)



(リサイクルマーケット)



(3) 小型家電リサイクルへの対応

国においては、新たな法律として「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」を平成25年4月に施行しました。現在、東部圏域から排出される携帯電話、デジカメ、ゲーム機、ビデオカメラ、電話機などの小型家電類は、「小型破碎ごみ」、または「大型資源ごみ」として分別収集、あるいは直接搬入されています。今後、レアメタル等のリサイクルを進めるため、今後の対応について、構成市町と協議し、東部圏域に最適なシステムを構築していくものとします。

5. 最終処分計画

東部圏域から排出され、中間処理後に発生する残渣及び土石類等の埋立物については、環境クリーンセンター最終処分場にて、安全かつ適正に埋立処分するものとします。

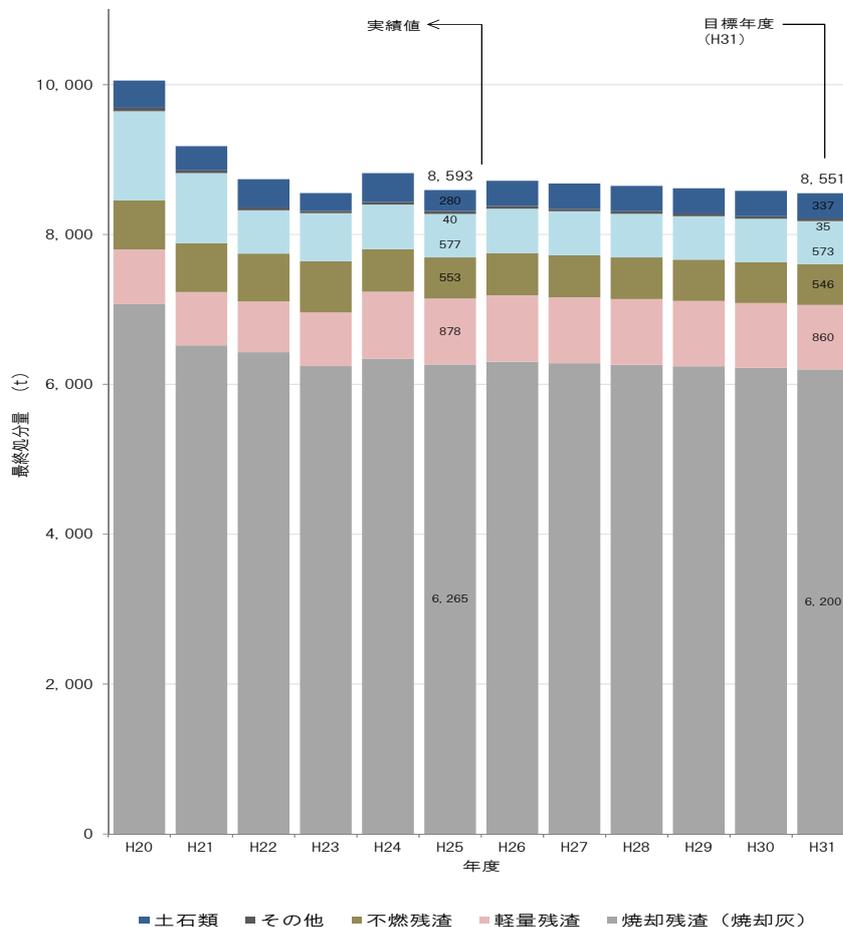
5-1 最終処分の方法及び量

現状の埋立処分を継続した場合の最終処分量は、次のとおりです。

最終処分量の見込み

単位：t

年度	H25	H31
	(実績)	(目標年度)
焼却残渣（焼却灰）	6,265	6,200
軽量残渣	878	860
不燃残渣	553	546
ガラス残渣	577	573
その他	40	35
土石類	280	337
合計	8,593	8,551



5-2 最終処分に関する施策

(1) 最終処分量の減量

最終処分場は、特に立地が困難な施設であるため、延命化を図ることが必要です。現在の埋立対象物は、不燃ごみを処理したのちの不燃物残渣、焼却灰及び土石類です。これらの埋立対象物については、以下の再生利用方針により埋立処分量の減量を図っていくものとします。

埋立対象物別再生利用方針

埋立対象物	再生利用等の方針	
焼却灰 (またはスラグ)	<ul style="list-style-type: none"> 新可燃物処理施設の処理方式別に以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 焼却灰（主灰）、飛灰が排出される場合は、セメント原料化、山元還元等の有効利用について検討する。 ➤ スラグ、飛灰が排出される場合は、スラグは土木資材等、飛灰はセメント原料化、山元還元等の有効利用について検討する。 	
不燃物残渣	軽量残渣	<ul style="list-style-type: none"> 木くずやフィルム状のプラスチック類等であり、埋立時には嵩張り、さらに、風により飛散することが懸念される。 新可燃物処理施設において処理し、発電等のエネルギー源とする。
	不燃残渣	<ul style="list-style-type: none"> 硬質のプラスチック等であり、これまでどおり埋立処分する。 ただし、ものを大事にするなど、ごみの発生抑制を進め、もって埋立物量を削減する。
	ガラス残渣	<ul style="list-style-type: none"> 資源化できなかったびん類、または陶磁器類であり、これまでどおり埋立処分する。 ただし、資源ごみの分別徹底の促進、ごみの発生抑制を進め、もって埋立物量を削減する。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> これまでどおり埋立処分する。 ただし、ごみの発生抑制を進め、もって埋立物量を削減する。
土石類	<ul style="list-style-type: none"> これまでどおり埋立処分する。 	

※ガス化溶融方式を採用した場合に発生する残渣（一例）

- 可燃ごみを 1,300 あるいは 1,700℃ といった高温の熱で処理すると、灰分はガラス状のスラグ、可燃ごみに混入している金属分はメタルとなり排出されます。また、処理の過程で集じん灰が発生します。



(2) 最終処分場の適正管理

東部広域は、最終処分場の管理運営について、廃棄物処理法に基づく技術上の基準等を遵守し、周辺環境等への影響に配慮のうえ、今後も適正な管理を行っていきます。また、周辺環境についても、定期的なモニタリングを継続して実施し、安全・安心な管理を実施していきます。

(3) 最終処分場の跡地利用

最終処分場は、これまでの埋立を継続した場合、平成42年度には埋立終了すると見込まれます。埋立終了後は、周辺地域と協議のうえ、跡地の有効利用を図っていくこととします。なお、浸出水の処理については、その性状等が廃棄物処理法に基づく廃止基準に適合することを確認した後、処理施設の廃止について地元と協議することとなります。

鳥取県東部環境クリーンセンター最終処分場の概要



- ・施設名：鳥取県東部環境クリーンセンター最終処分場
- ・計画埋立容量：486,000 立方メートル
- ・供用開始：平成9年4月
- ・埋立対象物：不燃物中間処理残渣、可燃物処理施設から発生する焼却灰



◆埋立対象物

(不燃残渣)



- ・固いプラスチック片や陶磁器類であり、埋立処分しても飛散等が起こりにくい性状です。

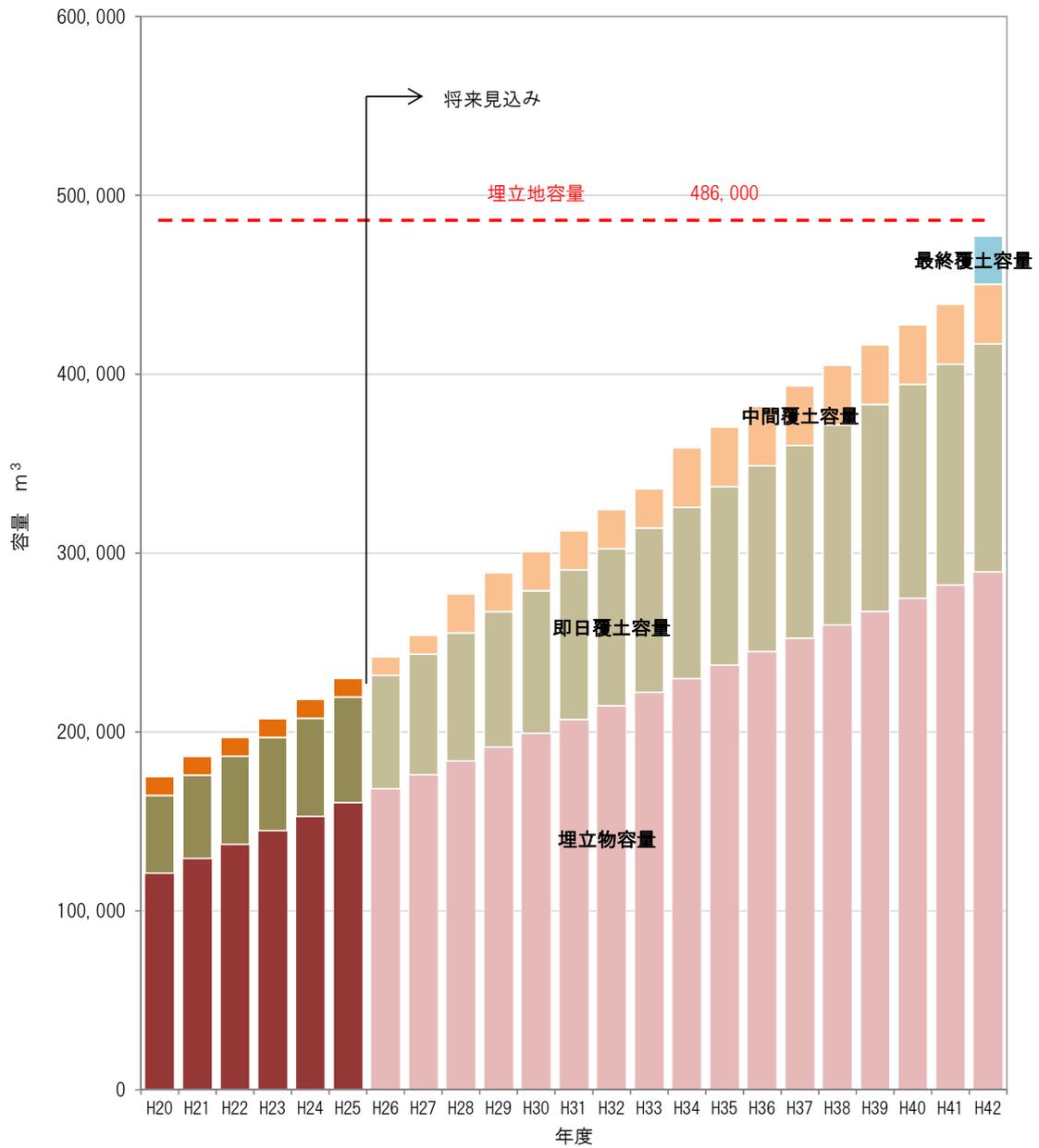
(軽量残渣)



- ・比較的柔らかく、フィルム状のものも含まれ、埋立処分すると飛散等が懸念されるため、早期に覆土を施す等の対策を講じています。

5-3 今後の埋立計画

新可燃物処理施設の処理方式により焼却残渣の処理方法が異なるため、現状の処理を継続した場合について推計しました。



累積埋立容量の見込み

4. 炉数とごみピット容量

新可燃物処理施設の炉数は、施設規模、建設費、運搬費、他都市の事例等を考慮し、2炉構成とします。ただし、2炉構成の場合、補修点検時等においてはごみを一時貯留することが必要となります。そのため、ごみピット容量は7,900 m³程度を確保し、補修点検時や災害時においても、ごみの受け入れを可能とし、東部圏域の公衆衛生の維持に努めるものとします。

5. 処理方式

新可燃物処理施設は、安定かつ継続した処理を可能とする処理方式について、次の3方式の中から選定するものとします。

- ストーカ方式
- ガス化熔融方式
 - シャフト式ガス化熔融方式
 - 流動床式ガス化熔融方式

6. 事業実施方法

新可燃物処理施設の工事、運営に係る公共と民間の役割分担に関する方式は、時間的制約、経済性及び競争性の確保の観点から、運営管理を包括的かつ長期的に民間に委託する公設/民営（建設・運営一括発注方式）を採用します。

第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項

1. 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員

構成市町によっては、清掃事業の円滑な運営や廃棄物の減量化を目的として廃棄物減量化等推進審議会等が設置され、審議が行われています。また、行政と住民をつなぐ重要な役割となる廃棄物減量化等推進員や環境美化推進員の制度を活用して、両者の協働による施策の推進を図ります。

2. 在宅医療系廃棄物対策

在宅医療廃棄物が適正に排出され、安全に収集・運搬、処分するシステムの構築を関係機関と協議するとともに、その処理方法を確立していくものとします。

3. 災害廃棄物対策

構成市町では、災害に備え「地域防災計画」を策定し状況に応じ改定しています。万が一の災害時には、各市町の地域防災計画に基づき関係機関と連携し、廃棄物の処理にあたります。しかし、災害時に発生する廃棄物は、大量にかつ多種・多様にわたることが多く、環境衛生上の観点と災害対策を支障なく進めるため、できるだけ速やかに回収するものとし、鳥取県や関係機関との連携を図り適正な処理を行います。なお、本組合が整備する新可燃物処理施設は、東部圏域唯一の可燃ごみを処理する施設となるため、施設整備にあたっては災害時に一定の対応ができる処理能力、一時貯留施設等を確保するものとしています。

4. 不法投棄対策

不法投棄の防止対策は、不法投棄する人の意識改善が必要ですが、その他ポイ捨てをしや
すい場所を減らしていくことも必要です。不法投棄防止は、各市町が住民と連携を図り、監
視パトロールを実施するとともに、郵便事業者などの協力を得て不法投棄の監視を強化して
います。また、不法投棄抑制のための監視カメラの設置や看板の作成・配布等の施策も講じ
ています。

5. 一般廃棄物の処理計画の点検、見直し、評価

本計画は、P l a n（計画の策定）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t（見直し）
のいわゆるP D C Aサイクルにより、東部広域と市町が連携し、協力しながら、各施策や目
標の進捗状況について、定期的な検証と継続的な改善を図ります。また、評価を踏まえて概
ね5年ごと、又は、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、本計
画の見直しを行っていきます。なお、各市町においては、本計画に基づき「ごみ処理実施計
画」を策定し、施策を実施していきます。